

豊田市花園町地内における 土壤汚染に係る報告について

令和7年6月16日（月）、花園町の区画整理に伴い、自主的に土壤調査を実施したところ、土壤汚染が判明しました。

1 報告内容

（1）報告者

花園区画整理事務所

（2）報告の根拠

「県民の生活環境の保全等に関する条例」第45条

（3）土壤汚染状況調査結果

- ・基準超過物質：ふっ素及びその化合物
- ・土壤溶出量基準：0.8 以下（単位：mg/L）
- ・検出結果：0.1 未満～2.0（単位：mg/L）【基準値の最大 2.5 倍】

2 現状及び今後の対応

- ・現在、汚染を確認した場所については不透水シートが設置され、雨水浸透防止及び飛散防止措置が行われています。
- ・花園区画整理事務所は、汚染土壤の掘削除去を予定しています。

（参考）周辺地図

